

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 カブシキカイシャ コメダ 株式会社 米田
 住所 〒634-0821 奈良県橿原市西池尻町362番地の3
フリガナ 代表者氏名 ダイヒョウトリシマリヤク コメダ カズヤ 代表取締役 米田 一也
 電話番号 0744-27-5771
 FAX番号 0744-28-4643
 メールアドレス komesui@lapis.plala.or.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 5 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	レ	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者	レ	9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	レ	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者	レ	26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者	レ	28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

届出者

氏名又は名称 ^{カブシキガイシャ コメダ} 株式会社 米田

住 所 橿原市西池尻町362番地の3

代表者氏名 代表取締役 米田一也

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	カブシキガイシャ コメダ 株式会社 米田		
住 所	〒634-0821 奈良県橿原市西池尻町362番地の3		
フリガナ 代表者の氏名	代表取締役 ^{コメダ カズヤ} 米田 一也		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
代表者の氏名	代表取締役米田信一	代表取締役米田一也	

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

申請者

氏名又は名称 株式会社 米田

住 所 奈良県橿原市西池尻町362番地の3

代表者氏名 代表取締役 米田一也

水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

奈良県橿原市西池尻町362番地の3
株式会社米田

会社法人等番号	1500-01-021504						
商号	株式会社米田						
本店	奈良県橿原市西池尻町362番地の3						
公告をする方法	官報に掲載する方法により行う。						
会社成立の年月日	平成29年5月1日						
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 管工事業 2. 冷暖房設備工事、空調設備工事、換気設備工事、給排水設備工事、衛生設備工事、ダクト工事、消火設備工事の設計、施工、管理、メンテナンス並びに請負業 3. 機械器具設置工事業 4. 水道施設工事業 5. 建築工事業 6. 土木工事業 7. 産業廃棄物の収集、運搬及び処理業 8. 前各号に附帯又は関連する一切の業務 						
発行可能株式総数	1000株						
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 500株						
資本金の額	金500万円						
株式の譲渡制限に関する規定	当社の発行する株式は、すべて譲渡制限株式とし、これを譲渡によって取得するには、株主総会の承認を要する。						
役員に関する事項	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"><u>取締役</u></td> <td style="text-align: center;"><u>米田 信一</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">令和 3年 3月16日死亡</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">令和 3年 8月 5日登記</td> </tr> </table>	<u>取締役</u>	<u>米田 信一</u>		令和 3年 3月16日死亡		令和 3年 8月 5日登記
	<u>取締役</u>	<u>米田 信一</u>					
	令和 3年 3月16日死亡						
	令和 3年 8月 5日登記						
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"><u>取締役</u></td> <td style="text-align: center;"><u>米田 一也</u></td> </tr> </table>	<u>取締役</u>	<u>米田 一也</u>				
<u>取締役</u>	<u>米田 一也</u>						

奈良県橿原市西池尻町362番地の3
株式会社米田

	取締役 米田良子	
	<u>奈良県橿原市西池尻町362番地の3</u> 代表取締役 米田信一	令和3年3月16日死亡 ----- 令和3年8月5日登記
	奈良県橿原市西池尻町362番地の3 代表取締役 米田一也	
登記記録に関する事項	設立	平成29年5月1日登記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

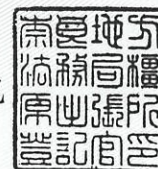
(奈良地方法務局管轄)

令和4年3月25日

奈良地方法務局橿原出張所

登記官

土井哲也



定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社米田と称する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 管工事業
2. 冷暖房設備工事、空調設備工事、換気設備工事、給排水設備工事、衛生設備工事、ダクト工事、消火設備工事の設計、施工、管理、メンテナンス並びに請負業
3. 機械器具設置工事業
4. 水道施設工事業
5. 建築工事業
6. 土木工事業
7. 産業廃棄物の収集、運搬及び処理業
8. 前各号に附帯又は関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を奈良県橿原市に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社が発行することのできる株式の総数は、1,000 株とする。

(株券の不発行)

第 6 条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第 7 条 当社の発行する株式は、すべて譲渡制限株式とし、これを譲渡によって取得するには、株主総会の承認を要する。

(相続人等に対する株式の売渡請求)

第 8 条 当社は、相続その他の一般承継により、当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載等の請求)

第 9 条 株式取得者が、株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載又は記録された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。ただし、法務省令で定める場合は株式取得者が単独で上記請求をすることができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第 10 条 当社の株式について質権の登録若しくは変更又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、請求しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第 11 条 前 2 条に定める請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主の住所等の届出)

第 12 条 株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当社の所定の書式により、その氏名・住所及び印鑑を当社に届け出なければならない。これらを変更した場合も同様とする。

2 当社に提出する書類には、前項により届け出た印鑑を用いなければならない。

(基準日)

第 13 条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。

2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使すべき者を確定するために必要があるときは、取締役の過半数の決定をもって、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を 2 週間前までに公告するものとする。

第 3 章 株 主 総 会

(招集及び招集権者)

第 14 条 当社の定時株主総会は、毎事業年度の末日から 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は、随時、必要に応じて招集する。

2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、社長たる取締役がこれ

を招集する。社長たる取締役が事故若しくは支障があるときは、予め定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。

- 3 株主総会を招集するには、会日より3日前までに、議決権を有する各株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、この招集通知は、法令に別段の定めがある場合を除き、書面であることを要しない。
- 4 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決権を有する株主全員の同意があるときは招集手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第15条 株主総会の議長は、社長たる取締役がこれに当たる。

- 2 社長たる取締役が事故若しくは支障があるときは、他の取締役が議長になり、取締役全員に事故があるときは、当該株主総会において、出席株主のうちから議長を選出する。

(決議の方法)

第16条 株主総会の普通決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、代理人によって議決権を行使することができる。この場合には、株主総会ごとに、代理権を証する書面を提出しなければならない。

- 2 前項の代理人は、当会社の議決権を有する株主に限るものとし、かつ、2人以上の代理人を選任することはできない。

(総会議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役が、これに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、10年間本店に備え置く。

第4章 取締役

(取締役の員数)

第19条 当会社には、取締役1名以上を置く。

(取締役の選任)

第20条 当会社の取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 前項の選任については、累積投票の方法によらない。

(取締役の資格)

第 21 条 当社の取締役は、当社の株主の中から選任する。ただし、必要があるときは、株主以外の者から選任することを妨げない。

(取締役の任期)

第 22 条 取締役の任期は、選任後 10 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結時までとする。

2 補欠として又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び社長)

第 23 条 当社に取締役を複数名置く場合には、株主総会の決議により代表取締役 1 名以上を定め、その内 1 名を代表取締役社長とする。

2 当社に置く取締役が 1 名の場合には、その取締役を代表取締役社長とする。

(取締役に対する報酬等)

第 24 条 取締役に対する報酬等は、株主総会の決議により定める。

第 5 章 計 算

(事業年度)

第 25 条 当社の事業年度は、毎年 5 月 1 日から翌年 4 月末日までの年 1 期とする。

(剰余金の配当)

第 26 条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主及び登録株式質権者に対して支払う。

(配当金の除斥期間)

第 27 条 剰余金の配当が、支払いの提供をした日から 3 年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払いの義務を免れるものとする。

第 6 章 附 則

(設立に際して発行する株式)

第 28 条 当社の設立時発行株式の数は 500 株、その発行価額は 1 株につき金 10,000 円とする。

(設立に際して出資される財産の価額及び資本金の額)

第 29 条 当社の設立に際して出資される財産の価額は、金 5,000,000 円とする。

2 当社成立後の資本金の額は、金 5,000,000 円とする。

(最初の事業年度)

第 30 条 当社の最初の事業年度は、当社成立の日から平成 30 年 4 月末日までとする。

(設立時取締役及び設立時代表取締役)

第 31 条 当社の設立時取締役及び設立時代表取締役は、次のとおりとする。

設立時取締役 米田 信一

設立時取締役 米田 一也

設立時取締役 米田 良子

奈良県橿原市西池尻町 362 番地の 3

設立時代表取締役 米田 信一

奈良県橿原市西池尻町 362 番地の 3

設立時代表取締役 米田 一也

(発起人の氏名、住所、割当を受ける株式数及びその払込金額)

第 32 条 発起人の氏名、住所、発起人が割り当てを受ける株式数及びその払込金額は、次のとおりである。

住所 奈良県橿原市西池尻町 362 番地の 3

氏名 米田 信一 300 株 金 3,000,000 円

住所 奈良県橿原市西池尻町 362 番地の 3

氏名 米田 一也 100 株 金 1,000,000 円

住所 奈良県橿原市西池尻町 362 番地の 3

氏名 米田 良子 100 株 金 1,000,000 円

(法令の準拠)

第 33 条 この定款に規定のない事項は、すべて会社法その他の関係法令に従う。

以上、株式会社米田を設立するため、発起人の定款作成代理人である行政書士杉山毅は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

平成 29 年 4 月 20 日

発 起 人 米田 信一

発 起 人 米田 一也

発 起 人 米田 良子

上記発起人の定款作成代理人 行政書士 杉 山 毅



〒634-0821 奈良県橿原市西池尻町362番地の3

株式会社 米 田

代表取締役 米田 一也

TEL 0744-27-5771 FAX 0744-28-4643



この定款は原本に相違ありません

R4年3月30日